

## 人権啓発講演会

インターネットと人権～コロナ時代とネット社会～

市では、市民一人一人が他人を思いやる豊かな心を育む人権意識の高揚を図ることを目的に、人権啓発講演会を開催します（手話通訳・要約筆記あり）。

○とき 11月17日（火）午後2時～3時30分（午後1時30分開場）

○ところ ハーモニーホール座間小ホール

○講師 WEB110代表 吉川誠司さん

○定員 150人（申込順）

○参加費 無料

○保育 無料（2歳～未就学児。定員8人（申込順））

※保育希望者は11月2日（月）までに電話、ファクスまたは直接担当へ。

○申込方法 電話、ファクス、電子メールまたは直接担当へ

担当 広聴人権課 ☎046(252)8087 ☎046(252)0220  
✉jinken@city.zama.kanagawa.jp



講師の吉川さん

## 社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書

1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方へ、11月上旬に日本年金機構が「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下、証明書）を送付します（10月1日～12月31日に今年初めて納付した方は令和3年2月上旬）。

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告における社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには、証明書の添付が義務付けられていますので、年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

○問い合わせ先 ▽ねんきん加入者ダイヤル＝☎0570(003)004（月曜～金曜日午前8時30分～午後7時、第2土曜日午前9時30分～午後4時。つながらない場合は☎03(6630)2525） ▽厚木年金事務所＝☎046(223)7171

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043

## エコドライブ推進月間

11月は大気環境保全と地球温暖化防止を目的とした「エコドライブ推進月間」です。自動車から出る排気ガスは、大気汚染や地球温暖化の原因となります。大気環境保全と地球温暖化防止のため、なるべく自動車の使用を控え、次のことに気を付けてエコドライブを実践しましょう。

### エコドライブ10のすすめ

- ふんわりアクセル「eスタート」（最初の5秒で時速20キロメートルを目安）にしよう。
- 車間距離にゆとりをもって加・減速の少ない運転をしよう。
- 減速時は早めにアクセルを離し、エンジンブレーキを活用しよう。
- エアコンの使用は適切にしよう。
- 無駄なアイドリングはやめよう。
- 渋滞を避け余裕をもった出発をしよう。
- タイヤの空気圧から始める点検・整備をしよう。
- 不要な荷物は降ろそう。
- 走行の妨げとなる駐車はやめよう。
- 車の燃費を把握しよう。

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743

## 11月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税（第4期）▽国民健康保険税（第6期）▽介護保険料（第6期）▽後期高齢者医療保険料（第5期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ）。

## 最近の消費生活相談事例

新型コロナウイルスの感染拡大により在宅時間が増え、パソコン利用中のトラブルが増えています。消費について困ったときや、判断に迷う場合は、消費生活センターへご相談ください。

### パソコンがウイルスに感染？偽の警告にご注意！

#### ◆事例

パソコン利用中に、突然の警告音とともに「ウイルスに感染した」と画面表示が出たので、慌てて表示された業者の番号に電話したところ「今すぐセキュリティソフトが必要」と言われ、クレジットカード番号を入力し契約をしてしまった。解約したい。

※電子マネーの購入を指示されることもあり。

#### 【アドバイス】

- 警告表示は普段使っているセキュリティソフトではない可能性が高く、注意が必要です。まずはウェブサイトを閉じ、慌てて連絡したり、個人情報を入力やソフトのダウンロードをしないようにしましょう。
- サイトを閉じれば警告音が消える場合が多く、パソコンの音量を下げることで警告音が消える場合もあります。
- 画面が消えない場合は、独立行政法人情報処理推進機構のホームページを参照するか相談窓口（☎03(5978)7509）へ相談しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は市消費生活センターなどに相談しましょう。

### ご利用ください消費生活センター

市消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、消費トラブルの相談などを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

困ったときや、不明なことは市消費生活センターにご相談ください。

○受付時間 月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時（年末年始、祝・休日を除く）

※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

○相談方法 感染症対策のため、まずは電話で同センターへ

○専用電話 ☎046(252)8490（受付時間外は☎188へ）

担当 広聴人権課 ☎046(252)8495 ☎046(252)0220

## 11月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～4時	☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士	10日夜	予約制（電話可） 市役所1階相談室 ※2日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しく下さい。
	11日	
	17日夜	
	18日	
	24日夜	
行政（国に対する要望）	19日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分（18日まで受け付け）
行政書士（遺言書等作成）	12日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故	17日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時（電話のみ）
税理士	27日	毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分
司法書士（登記・少額訴訟）	20日	4・6・12月を除く月の第3金曜日午後1時30分～4時30分（電話のみ）
不動産（取引・契約）分譲マンション（近隣・管理組合）	26日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
市民一般	13日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（12日まで受け付け）
	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 ☎046(252)0220
女性相談（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課
	19日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 ☎046(252)0220 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550
駐留軍離職者	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時（電話のみ）	ふれあい会館2階会議室
認知症	19日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可）。16日まで受け付け） 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 ☎046(255)3550
社会福祉士（成年後見制度）	19日	市役所4階4-1会議室
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可）） ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課
自立サポート相	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043
児童	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課
	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分（電話可）	担当 生活支援課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課
	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分と午後1時～4時30分（予約制（電話可））	担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 ☎046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分と午後1時～4時30分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課
	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 ☎046(255)5080
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室
	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎月第2・第4土曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 ☎046(259)2163
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所
	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	担当 教育研究所 ☎046(259)2164 ☎046(252)4311
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課
	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時（予約制（電話可））	担当 教育指導課 ☎046(252)8732 ☎046(252)4311